令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省04-271)

												(以)	省04一②)
施策名 海洋安全保障									担当部局名	防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁			
嫉失の無悪 開かれたインド太平洋のビシ				∮のビジョ: ∮・技術協:	国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で いも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との の力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空 の。						上 安全保障協力の強化 (付 (安全保障協力の強化)		
備・技術協力、能力構築支援、 機の寄港等の取組を推進				を共有する諸外国との共同訓練・演習、装情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海の安全を確保			大綱に従いド本平洋と 目標設定の 考え方・根拠 【根拠】		ド太平洋とし 地域の特性 慮しつつ、多 保障協力を単	、自由で開かれたイン いうビジョンを踏まえ、 や相手国の実情を考 が角的・多層的な安全 战略的に推進する。		令和4年8月	
測定指標						目標			夫相 :		指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の !		年度)の設定の
					海洋安全保障に関する他国間会議・訓練 への参加			目標年度 令和5年度	・中期取り利 皿 自 5 (4) と繁え		明防において次のとおり示されていることから、これ 目み状況を測定指標として設定。 自衛隊の能力等に関する主要事業 安全保障協力の強化) 開学安全保障 開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国 後の基礎という認識の下、自由で開かれたインド:		5我が国の平和 たインド太平洋
① インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援				装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備 派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊 対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン 湾における警戒監視、情報収集及び民間 船舶の護衛等			令和2年度	別	諸外国 援、情 の取終 我が国	ジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共 東の共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構 情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の 組を推進する。これにより、海洋秩序の安定のた 国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示			
				シーレーン沿岸国などの海洋安全保障に 関する能力の向上			令和5年度						
					中東地域における日本関係船舶の航行の 安全に直接影響を及ぼす情報その他の航 行の安全確保に必要な情報の収集			令和2年度					
	*************************************	予算額計(執行額)			当初 予算額 関連す								
	達成手段 (開始年度)		2年度	3年度	4年度	関連する指標	達成手段の概要等					行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	フィリピンへのTC-90の 移転(H28)	171	135 (24)	0 (0)	0	1	フィリピンへ海自練習機TC-90を移転し、フィリピン海軍にTC-90を持続的に運用させることで、同国の人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握の能力を向上させ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目指す。						
(2)	海賊対処に要する経費	6,003	5,418	8,093	8.057 1		塚の女主味呼環境の向上を日拍9。 海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存している 我が国にとって、年間約1,600隻もの日本関係船舶が通航する欧州・中東から東アジアを結ぶ						ぶ ₀₃₁₈
(2)	(H21)	(5,507)	(4,833)	(6,624)	3,307	<u>'</u>		通路であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為を抑止して、船舶の航行とが不可欠であるため、自衛隊が海賊対処行動を実施する。				行 5516	
(3)	中東地域における平和と安 定及び日本関係船舶の安 全の確保のため自衛隊の 部隊が実施する情報収集 活動に必要な経費(R2)	494 (204)	2,389 (1,818)	2,682 (2,169)	165	1	世界における主要なエネルギーの供給源であり、我が国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の安全を確保することは非常に重要であるところ、中東地域において緊張が高まっている状況に鑑み、防衛省・自衛隊は艦艇及び航空機の活用によって、日本関係船舶の安全確保のための情報収集態勢を強化することが必要なため、情報収集活動を行う。						
施	I 策の予算額・執行額	6,668 (5,860)	7,942 (6,675)	10,775	8,222	施策に関係する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(平成30年12月18日国 議決定及び閣議決定) Ⅲ -5-(4)海洋安全保障					 家安全保障会		

[※]達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、最終公表段階のものである。

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省04-21)

施策名

海洋安全保障

測定指標目標

施策の進捗状況

①インド太平洋における日本関係船舶等の安全確保及び同盟国等とより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援

海洋安全保障に関する他国間会議・訓練への参加

●会議

令和元年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。

ADMMプラスEWG(海洋安保)(5月、9月)

●訓練

令和元年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加 国との間の相互理解の促進を図った。

- ・日仏豪米共同訓練「ラ・ペルーズ」(5月)
- ・日米豪韓共同訓練「パシフィック・ヴァンガード19-1」(5月)
- ·日米豪共同訓練(5月)
- ·米国主催国際海上訓練(10月)
- ·米比共同訓練「MTA SAMA SAMA 2019」(10月)
- ・第8回西太平洋潜水艦救難訓練「パシフィック・リーチ2019」(11月) ・米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練「シードラゴン2020」(1月)

また、下記の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化 年 を図った。 度

- •日仏共同訓練(4月)
- ・日ブルネイ共同訓練(4月)
- ·日印共同訓練(4月×2回、5月、12月)
- •日豪共同巡航訓練(5月)
- ・日オマーン共同訓練(5月)
- ・日インドネシア親善訓練(5月)
- •日比共同訓練(5月、6月、9月)
- ·日加共同訓練「KAEDEX19-1」(6月)
- ·日露捜索·救難共同訓練(6月)
- ·日米共同訓練(6月×2回、8月、2~3月)
- ·日露海賊対処共同訓練(1月)
- ・日スリランカ共同訓練(1月)
- ·日EU海上部間共同訓練(1月、2月)
- ·日仏海賊対処共同訓練(1月、2月、3月)

●会議

令和2年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。

・ADMMプラスEWG(海洋安保)(令和3年3月)

●訓練

令和2年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国 との間の相互理解の促進を図った。

- •EU海上部隊及び韓国海軍との海賊対処共同訓練(7月)
- 欧州連合海軍部隊との海賊対処共同訓練(10月)
- •日米豪共同訓練(7月)
- ·米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT 2020)(7月)
- ・日米豪韓共同訓練(パシフィック・ヴァンガード20)(9月)
- ・日米豪共同訓練(10月、11月) 年
 - ・日米印豪共同訓練(マラバール2020)(11月)
 - ·日米仏共同訓練(12月)
 - ・米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2021)(令和3年1月)
 - ・パキスタン海軍主催多国間共同訓練AMAN21(令和3年2月)
 - ·日米仏共同訓練(令和3年2月)
 - ・日仏ベルギー共同訓練(令和3年3月)
 - ・日米仏ベルギー共同訓練(令和3年3月)

また、以下の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化 を図った。

- *EU海上部隊との海賊対処共同訓練(6月×2回)
- ・英海軍との海賊対処共同訓練(8月)

度

●会議

令和3年度においては、以下の多国間会議等に参加し、諸外国との認識を共有した。

・会議: ADMMプラスEWG(海洋安保)(令和3年7月、令和4年2月)

●訓練

令和3年度においては、以下の多国間共同訓練に参加し、海賊対処、掃海、海上阻止活動等に係る戦術技量の向上及び参加国との間の相互理解の促進を図った。

- ・日仏米豪印共同訓練(ラ・ペルーズ21)(4月)
- •日豪加共同訓練(4月)
- ·日米豪仏共同訓練(ARC21)(5月)
- •日仏米共同訓練(5月)
- ・日EUジブチ共同訓練(5月)
- ・米スリランカ主催共同訓練(CARAT)(6月)
- •日米豪韓共同訓練(6月~7月)
- ・日英米蘭との海賊対処共同訓練(7月)
- ・米豪主催多国間共同訓練(タリスマン・セイバー21)(7月)
- ・日米豪韓共同訓練(パシフィック・ヴァンガード21)(7月)

日豪韓共同訓練(7月)

年 ·米海軍主催多国間共同訓練(SEACAT2021)(8月)

- ・日米印豪共同訓練(マラバール2021)(8月~9月、10月)
- ·日英米蘭加共同訓練(PACIFIC CROWN21)(8月~9月)
- ·日米英蘭加新共同訓練(10月×2回)
- •米比主催共同訓練(Exercise-SAMA SAMA 2021)(10月)
- •日米豪英共同訓練(MaritimePartnership Exercise)(10月)
- ·日米豪共同訓練(10月、令和4年3月)
- ・海上自衛隊演習((実動演習)(日米共同演習及び日米豪加独共同訓練))(11月)
- 令和3年度米海軍主催固定哨戒機多国間共同訓練(シードラゴン2022)(令和4年1月)
- ・コープ・ノース22における日米豪共同訓練等(令和4年2月)
- ·米国主催国際海上訓練(IMX/CE22)(令和4年1月~2月)
- ・インド海軍主催多国間共同訓練(MILAN2O22)(令和4年2月~3月)

また、以下の2国間共同訓練において海賊対処訓練等を実施し、海賊対処等に係る戦術技量の向上及び相手国との連携の強化を図った。

- ·EU海上部隊との共同訓練(9月、10月)
- ・英空母打撃群との共同訓練(8月)
- •日独共同訓練(8月、4年1月)

装備品の適切な海外移転の推進及びそのための態勢の整備

●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の定期整備に関する基盤の構築が完了した。

一 平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途へリコプターUH − 1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。

●平成30年までにフィリピンへ引渡したTC-90(5機分)の情報基盤(整備ログ等)、整備基盤(定期修理態勢等)の構築が完了した。

3 年 度

在

度

年

度

●実績なし。

派遣海賊対処行動水上部隊及び派遣海賊対処行動航空隊によるソマリア沖・アデン湾における警戒監視、情報収集及び民間船舶の護衛等

●令和元年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機 - |2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。

●令和元年度の護衛艦の活動実績については、25回の護衛回数の中で延べ27隻の商船の直接護衛を実施するとともに、284日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を238回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2019年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認されなかった。)

●令和2年2月から6月までの間、CTF151司令官及び15名程度の司令部要員を派遣した。

		年	●令和2年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンラ2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。 ●令和2年度の護衛艦の活動実績については、19回の護衛回数の中で延べ22隻の商日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を221回実施した動の成果により、2020年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は確認された。	船の直接護衛を実施 。(自衛隊を含む各国	するとともに、283							
		年	●令和3年度も引き続き、護衛艦による民間船舶の護衛及びCTF151の中でのゾーンディフェンスを実施。併せてP-3C哨戒機2機によるアデン湾の警戒監視飛行を実施した。 ●令和3年度の護衛艦の活動実績については、13回の護衛回数の中で延べ14隻の商船の直接護衛を実施するとともに、276日間のゾーンディフェンスを実施した。またP-3Cによる警戒監視飛行を190回実施した。(自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動の成果により、2021年度のソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生は1件にとどまっている。)									
	シーレ	ノーン	沿岸国などの海洋安全保障に関する能力の向上									
		年	●令和元年度においては、以下のとおり実施した。 【ベトナム】 航空救難、水中不発弾処分に関するセミナー 【ミャンマー】 航空気象、潜水医学に関するセミナー 【スリランカ】 航空教難に関するセミナー及び研修 【ASEAN】 日ASEAN乗艦協力プログラム									
		2 年 度	実績無し(コロナの影響により自衛官等の派遣は実施せず)。									
		3 年 度	【フィリピン】									
	中東地	也域(こおける日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保	とに必要な情報の収集 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	•							
		●2020年1月から派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、更に、2月から護衛艦1隻により、オマーン湾、アラヒ海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集を実施 ●自衛隊の艦艇及び航空機による情報収集活動の期間については、情勢の推移や諸外国の動向等を総合的に勘案する必要あり、海賊対処部隊の活動期限も同様の趣旨により1年であることも踏まえ、閣議決定の日(2019年12月27日)から1年間とている。 ●令和2年度も引き続き、護衛艦1隻及び派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機により、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海において情報収集活動を実施。 ●令和2年度の活動実績として、水上部隊(護衛艦)が41,414隻、航空部隊(P-3C)が21,889隻の船舶を確認し、日本関船舶に対する特異な事象は確認していない。										
		年	ン湾、アラビア海北部 については、令和4年 が18,618隻の船船	2月中旬から、派遣								
担当	当部局名		防衛政策局、統合幕僚監部、防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和4年8月							